

仕 様 書

- 1 業務名称 平成29年度強靱な災害廃棄物処理システム体制の整備及び災害対応力強化に係る業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から平成30年3月23日（金）まで
- 3 納入場所 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

4 業務の目的

南海トラフ地震や主要活断層地震等に伴い発生が見込まれる災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うため、平成27年3月に三重県（以下「県」という）は、環境省「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」及び県防災対策部「三重県地域防災計画－地震・津波対策編－（平成25年修正）」を踏まえた「三重県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という）」を策定し、その後、県計画の実効性を高めるため、処理困難廃棄物の処理に資する各種マニュアル等を定めるとともに、適正かつ迅速に災害廃棄物処理を進めるため、行政と協力民間団体との災害廃棄物処理に関する連絡会（以下、「連絡会」という。）や人材育成のためのセミナーの開催、市町の災害廃棄物処理計画策定に向けた研修会を開催した。

大規模災害時において、速やかに災害廃棄物を処理するためには、計画やマニュアル等の策定だけではなく、それらを理解し、柔軟な発想と決断力で災害廃棄物処理にあたる人材が求められることから、平成28年度には、行政部局を対象とした災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座等を開催し、人材育成を図ってきた。

これらを踏まえ、本業務では、災害廃棄物処理に精通した人材育成の更なる確保を図るための講座の開催、災害時のマネジメント能力向上を図るためのセミナー及び教育訓練の開催、並びに民間事業者を含む関係団体と平時から情報共有を図り、発災時の災害廃棄物処理の対応力向上を図るための連絡会を開催する。

また、市町の焼却施設を早期再開し、災害廃棄物を早期に処理するため、平成27年3月に県で策定した一般廃棄物処理施設のBCP（業務継続計画）策定指針（以下「BCP策定指針」という。）を参考に、市町等の焼却施設のBCP策定の技術的支援を行うための研修会等を開催する。

さらに、県計画の実効性を一層高めるため、県計画策定以降に市町が策定した災害廃棄物処理計画や国のマニュアル等、災害廃棄物対応事例等を調査し、県計画の課題や問題点及びその対策を整理し、県計画の改訂検討を行うとともに、災害廃棄物に係る県の計画やマニュアル、国の指針やマニュアル、通知などを一連の書類として整理、集約し、三重県災害廃棄物関係要覧（加除式）を作成する。

なお、本業務を遂行するにあたり、必要に応じて有識者の意見聴取を行うものとする。

5 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に本業務に着手し、発注者に届出をしなければならない。この場合において、着手とは受託者が本業務の実施のため監督員との打合せまたは現地調査を開始することをいう。

6 業務の実施体制及び方法

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画、業務工程表等）を策定し、県に提出する。
- (2) 本業務の実施にあたり、他都道府県や市町村の廃棄物処理担当者、民間団体等からの意見聴取、必要な資料を収集・使用するにあたっては、受託者の責任において関係者と交渉し、引用することについての承諾を得るものとする。
- (3) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

7 管理技術者の選任

受託者は、管理技術者及び照査技術者を選任し、本県の承認を得るものとする。

管理技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（以下「技術士」という。）の資格（衛生工学部門（廃棄物管理）又は建設部門（建設環境））を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならないものとする。

8 必要書類の提出

受託者は、業務契約後14日以内に三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課（以下「本課」という。）に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手報告書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び各担当者（管理技術者・照査技術者）の提出
- (5) その他、本課が必要とする書類

9 業務の明細

上記4に掲げた目的を達成するため、本業務は以下の9-1から9-4の業務を一体的に実施する。

なお、9-4の業務にあたっては、9-1から9-3の業務と連携をはかり、抽出された課題や意見等を踏まえ、県計画の実効性を高めるとともに、関係機関が

災害時に廃棄物処理を迅速かつ円滑に行える体制を構築できるよう業務を遂行するものとする。また、適宜、国立環境研究所が作成した「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」等の関係資料を参考にするものとする。

9-1 災害廃棄物処理スペシャリスト人材の育成

災害廃棄物の処理にあたって各種指針や計画等が策定されているが、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を行うためには、発災時に生じる様々な課題を解決できる能力を有し、各地域の指導的な立場となるべき人材が重要であり、このような人材を育成するために、専門的な演習や研修を効果的に実施する。

なお、人材育成のための研修等の運営（企画提案、開催案内、資料作成、技術的支援、実地研修では現場監督・調整、移動手段の確保など）を行うものとする。

- 1) 回数 机上演習 2回
前期講座（3日程度）及び後期講座（2日程度）から構成
実地研修 1回（2泊3日×1箇所 例：熊本県等）
- 2) 開催場所 机上演習は三重県庁周辺
- 3) 対象者
発災時に県及び市町の災害廃棄物処理対応が期待される職員
（15名～20名程度）
- 4) 内容
 - ・ 過去に発生した大規模災害の廃棄物処理の事例を基に、災害廃棄物の処理に際し、必要となる法的・技術的な判断力を養う机上演習を実施する。
 - ・ 「災害廃棄物処理計画（実行計画含む）」、「災害廃棄物発生量・処理可能量の推計」、「仮置場の設定・管理・運営」、「災害関係補助事業」「被災自治体の職員による災害対応経験」、「グループ作業」を必須項目とし、その他災害廃棄物処理に必要な項目から構成するものとする。
 - ・ 机上演習と連携した実地研修を実施する。なお、研修先は災害廃棄物処理（地震、水害等による）を経験した自治体を想定すること。なお、研修先はバス等を借上げて移動するものとする。
- 5) 講師
 - ・ 机上演習では外部講師も入れること。
 - ・ 大規模災害時の災害廃棄物対応の知見を有する又は対応を行った有識者から受託者の提案をもとに発注者と協議のうえ決定する。（※提案の段階では講師候補者の同意を得る必要はない。）
 - ・ 机上演習にかかる講演等を外部講師に依頼する場合は、受託者が日程調整を行うものとする。また、講師等に対して、報償費及び旅費を負担するものとする。
- 6) その他
 - ・ 机上演習及び実地研修の会場や設備の使用料、講師の昼食代、資料準

備等の開催に係る経費について、受託者の負担とする。

- ・ 配布資料は、各演習等の規模に応じた部数を作成する。
- ・ 配布資料は、開催1週間前を目途に受講者へ送付するものとする。
- ・ 受講者同士で災害廃棄物処理に係るネットワークが形成されるよう配慮した演習等とすること。
- ・ 現地最寄駅から、研修現場までのバス借上料等は受託者で負担する。
- ・ 現地研修において研修先職員等の派遣旅費等は受託者で負担する。
- ・ 人材育成にあたり、内容や実施方法について、平成28年度の人材育成講座受講者の活用を行うとともに、平成28年度に実施した人材育成の課題を踏まえ、有識者と事前に調整し、必要に応じて演習等に反映させるものとする。

9-2 セミナー、教育訓練及び連絡会の開催

(1) セミナーの開催

県、市町の災害廃棄物処理計画を実効性のあるものとするために、処理を担う自治体職員の災害時マネジメント能力の向上を図る必要がある。また、自治体以外の民間団体にも災害廃棄物処理に係る情報提供を行うことで、発災時の自治体との連携促進を図る必要がある。このような人材を育成するためのセミナーを開催する。

なお、受託者は、セミナーの運営（企画提案、開催案内、資料作成、技術的支援など）を行うものとする。

- 1) 回数 年2回
- 2) 時間 各回3時間程度
- 3) 開催場所 三重県庁周辺
- 4) 対象者 県、市町及び関係団体職員（各回70名程度）
- 5) テーマ（例）
 - ・ 災害廃棄物処理に必要な技術の知識、具体的なノウハウの習得
 - ・ 大規模災害を経験した自治体職員等から経験知の伝達（災害廃棄物処理の実態や教訓など）
- 6) 講師
 - ・ 各回2名程度
 - ・ 大規模災害時の災害廃棄物対応の知見を有する又は対応を行った有識者から受託者の提案をもとに発注者と協議のうえ決定する。
 - ・ 受託者が、講演等の依頼、日程調整を行うものとする。また、講師に対して、報償費及び旅費を負担するものとする。
- 7) その他
 - ・ 講師の昼食代、資料準備等の開催に係る経費について、受託者の負担とする。
 - ・ 配布資料は、各回の規模に応じた部数を作成する。
 - ・ 配布資料は、開催1週間前を目途に発注者へ送付するものとする。

(2) 教育訓練の開催

県計画が適切に運用されるよう、発災後3日程度を経過したと想定した訓練を行うとともに、抽出された課題について改善を行い、発災時に備えた実行力の向上を図る。

なお、受託者は、教育訓練の運営（企画提案、開催案内、資料作成、技術的支援など）を行うものとする。

1) 回数 年1回、1日

2) 実施場所 三重県庁周辺

3) 対象者 県、市町及び関係団体職員（100名程度）

4) 内容

- ・ 県計画で想定した災害（南海トラフ地震による地震及び津波被害）が発生したとの想定により、組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡、災害廃棄物処理に係る応援協定による協力支援等の運用に係る訓練（図上訓練を想定）
- ・ 有識者（学識者等）による講評
- ・ 訓練実施にあたり、訓練内容や実施方法について、平成27年度（風水害）及び平成28年度（内陸直下型地震）に実施した図上演習の課題や9-2(3)の連絡会における意見を踏まえ、有識者と事前に調整し、必要に応じて訓練に反映させるものとする。

5) 有識者

- ・ 大規模災害時の災害廃棄物対応の知見を有する又は対応を行った者から受託者の提案をもとに発注者と協議のうえ決定する。
- ・ 受託者が、依頼、日程調整を行うものとする。また、有識者に対して、報償費及び旅費を支給するものとする。

6) その他

- ・ 講師の昼食代、資料準備等の訓練実施に係る経費について、受託者の負担とする。
- ・ 配布資料は、訓練規模に応じた部数を作成する。
- ・ 配布資料は、訓練実施2週間前を目途に発注者へ送付するものとする。
- ・ 教育訓練のコントローラーは発注者が行うものとする。
- ・ 平成28年度に実施した災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成受講者を活用できるよう配慮するものとする。

(3) 連絡会の開催

膨大な災害廃棄物が発生した場合、県・市町・関係団体等が適正かつ円滑に災害廃棄物等の処理を進める必要がある。

このことから、各関係機関が担う役割や災害廃棄物処理に係る情報共有を通して、連携を深めて処理体系の構築及び体制強化を図るために連絡会を開催する。

なお、連絡会は平成26年度に設置済みであり、受託者は、運営支援（開催案内、資料作成や技術的支援、運営補助等）を行うものとする。

- 1) 連絡会の構成
県関係部局、市町関係担当課、廃棄物関係団体、その他団体等で構成する。(20名程度)
- 2) 開催回数 年2回
- 3) 時 間 各回2時間程度
- 4) 連絡会の内容(予定)
 - ・ 県の災害廃棄物処理に関する取組報告
 - ・ 災害廃棄物処理に関する各機関の役割等の情報共有
 - ・ 各主体の役割を明確にし、連携をはかるための意見交換(各主体の取組紹介など)

9-3 災害時における一般廃棄物処理施設の強靱化対策

災害廃棄物を処理する焼却施設の早期再開が不可欠であるため、県ではそれを実現する手段としてBCP策定指針を策定したところであり、今後、県計画をより実効性のあるものとするため、市町等に対して県のBCP策定指針を参考に、市町等の焼却施設のBCP策定の技術的支援を行うための研修会等の運営(企画提案、開催案内、資料作成、技術的支援など)を行うものとする。

- 1) 対象者 市町、市町関係団体(80名程度)
- 2) 内容(例)
 - ・ 県内数か所で焼却施設を持つ市町等を対象に、BCP策定の研修会を実施

9-4 三重県災害廃棄物処理計画の改訂検討

県計画策定(平成27年3月)以降に市町が策定した災害廃棄物処理計画や国の指針、マニュアル及び通知、熊本地震等の災害廃棄物対応事例等を調査し、県二次仮置場候補地リストや県地域防災計画の内容を踏まえたうえで、県計画の課題や問題点及びその対策を整理し、県計画の改訂検討を行う。

県計画をより実効性のあるものとするため、県が締結している災害廃棄物処理に係る協定について、他都道府県の協定と比較検討し、課題や問題点及びその対策を整理する。

また、災害廃棄物に係る県の計画やマニュアル、国の指針やマニュアル、通知などを一連の書類として整理、集約し、三重県災害廃棄物関係要覧(加除式)を作成するとともに、別冊として県内市町災害廃棄物処理計画を集約する。要覧は電子化(データベース等)を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に係る協定の整理内容は9月末までに報告するものとする。

10 打合せ協議

受託者は、主要な区切りにおいて、発注者と打ち合わせるものとする。

なお、初回と終回は、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ場所は、原則、本課内とする。打合せ協議等の議事録の作成は受託者が行うものとする。

11 成果物の提出

(1) 受託者は、本業務が完了したときは、成果品を委託業務完成報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、設計図書に定めがある場合、または監督員の指示する場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

(3) 受託者は、電子納品の定めがある場合、または監督員の指示、または承認を受けた場合は、「三重県CALS電子納品運用マニュアル」に準じて成果を電子記憶媒体にして提出するものとする。

上記「マニュアル」で特に記載がない項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。また、紙で提出する成果物は、原則として両面コピーとする。

12 検査（検収）

(1) 受託者は、本業務の終了後、管理技術者等立ち会いの上、検査（検収）を受けなければならない。

(2) 受託者は、契約書に基づき、委託業務完成報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付られた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

(3) 受託者は、検査に必要な書類および資料等を整備するとともに、必要な人員および機材を準備し、提供しなければならない。また、検査に要する費用は受託者の負担とする。

13 納入方法

委託業務の完了後、三重県による成果品の検査を受け、指示等に従い必要な修正を行い、納入期限までに納入すること。

14 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するものとする。

15 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等は、本県に属するものとする。

16 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項および不明な点が生じたときは、その都度、

当課と受託者の協議によるものとする。

- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の責務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が(2)のイまたはウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 納入期限

平成 30 年 3 月 16 日（金）

18 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。全ての成果品は、CD - R等を利用した電子媒体の形であわせて納入するものとする。

- (1) 委託業務完成報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (2) 三重県災害廃棄物関係要覧（別冊含む）・・・・・・・・・・・・ 1部